

## 西南戦争以前の言説状況

——士族民権論をめぐる「気」の問題について——

梶 田 明 宏

はじめに

近代日本において「民権」あるいは「自由」をめぐる議論が民間において盛んになされたようになったのは、明治七年に民撰議院設立建白書が世間に伝わり、これをめぐる論議が行なわれるようになってからである。<sup>(1)</sup> それ以前に洋書の翻訳を通じて導入され始めていた「自由」あるいは「民権」という言葉は、これを契機に政治言語としてもっとも現実の政治との緊張関係を持ったものとして議論されるようになった。

ところで、いわゆる「自由民権思想」の研究は数多くあるが、そのほとんどは明治一〇年代の民権運動が盛んな時期についてのものであり、明治一〇年の西南戦争以前の民権論については研究の蓄積が乏しいといわざるをえない。というのも、この時期の自由民権論にみられる国権拡張志向、あるいは士族民権的性格について、反民権的性格のものとして否定的な評価が与えられるのみで、それらの意味について十分な説明が

なされているとは思われないのである。例えば松尾章一氏は、この時期の「民権」は「国権」拡張という至上目的のための手段にすぎなかったとし、その原因として当時の外圧に対する危機感を指摘して、それ故に「民権」と「国権」の「抱き合せ」が行なわれたとする。<sup>(2)</sup> 問題は、松尾氏を含めて、多くの研究者が意識的にせよ暗黙にせよ、何等かあるべき姿としての正しい「民権思想」というものを想定し、「士族性」あるいは「国権論」的性格をそれとは相容れないものという、否定的価値評価を含んだ前提に立っていることであろう。そのことが、当時の民権論をあるがままに見据えるということに困難にしているのである。つまり、西欧的政治思想や戦後民主主義的諸価値のイメージから想定した、硬直した民権像から一步も外に出られないのである。そもそも「民権」なり「自由」なり、現代の民主主義につながるような価値理念は、現代の日本では広く定着しているようではあるが、実際はその意味は漠然としていて内実は空虚である。少し考えれば、民主主義的な価値理念は実は多様であることは確認できるはずだし、論理的には「士族的民権論」

「国権論的民権論」といったものもひとつの思想として成立しうるものとして想定できるはずである。

本稿においては、「あるべき民権論」といった外的価値基準を規矩にして民権論を論ずるのではなく、内在的に当時の民権論の言説の構造を明らかにしようとするものである。そのために、「氣象」「氣力」といった「氣」にまつわる言語に特に着目した。というのも、「氣」という言葉は、儒教と結びついた士族の精神を語る上で避けては通れない言葉であるとともに、明治維新以後の「民権」や「自由」といった西洋思想の理解も「氣」という概念を介してなされているからである。

儒教的な意味での「氣」というものは、宇宙間の万物に遍在するものであり、陰陽二元の複雑微妙な融合のために、万物のそれぞれに固有な「理」に従って、さまざまな現れかたをする。<sup>(3)</sup>それゆえ、日本には日本固有の「氣」があり、その「氣」が日本の風土や国民性を規定しているという考えは、江戸時代に定着していた。例えば『日本水土考』には「此の国は良震極端の地にして陽氣發生の始なり。陽物の初て生ずる者はその質稗若、その氣強壯なり。故に日本の人の仁愛の心多き者は、震木發生の氣を粟くるに篤きなり、勇武の意に専らなる者は、艮山強立の精を得たるに因りてなり」とあり、また、会沢正志齋の『新論』の冒頭において、「神州は大陽の出づる所、元氣の始まる所にして」と述べられているのも、こうした考えに基づいている。このような考えが敷衍され、「氣」というものは人間や社会組織をも含めたすべての事物につい

て、その存在や活動の特徴づけるものとして理解されており、とりわけ武士には「士氣」といったような、戦闘者として、また統治者としての修養すべき「氣」が要請されていたのである。

明治維新以降、こうした「氣」についての考えは形を変えながらも根強く残っていた。福沢諭吉が明治初期の言論で訴えていたのは、まさに独立人民としての「氣」の問題であり、本稿で取り上げる民権論や、不平士族の言論も、なんらかの形で「氣」を問題としないものはないといつてよいほどである。そうしたことから、本稿は西南戦争以前の士族的な民権論を考察の対象とし、その中で、「民権」あるいは「自由」という概念が「氣」という言葉によってどのように語られているかを明らかにし、それによって「民権」や「自由」という西洋思想の概念の導入という問題に、伝統思想との関連という側面からの一つの解釈を与えようとするものである。

## 第一章 民撰議院設立建白書をめぐる言説状況

明治七年一月、民撰議院設立建白書が『日新眞事誌』に掲載されて以来、議院開設について、「漸進」か「急進」かをめぐって論争が盛になされるようになった。従来の研究では、民撰議院設立建白書については、その士族性、国権論的色彩が指摘され、むしろ議院設立は第二義的な目的であったとして、「真の民権」という観点からは否定的な評価が

定着しているようである。<sup>(7)</sup>しかし、そうした評価がなされているがゆえに、かえってこの建白書をめぐる思想的問題が十分に論議されていないように思われる。さて、以下では、民撰議院設立建白書とそれをめぐる議論について、そもそもそれらがどのような文脈で語られ、議論されていたのかを検討することにする。

民撰議院設立建白書は、古沢滋が起草し副島種臣が検校したものとされている。<sup>(8)</sup>その題が示すように、速やかなる議院の設立を求めたものであるが、建白書の文脈は、そのことにはいかなる意味、目的を与えているのであろうか。末尾には次のような一節がある。

「斯議院ヲ立ル、天下ノ公論ヲ伸張シ、人民ノ通義権利ヲ立テ、天下ノ元氣ヲ鼓舞シ、以テ上下親近シ、君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ、幸福安全ヲ保護セン事ヲ欲シテナリ」

「君臣相愛シ、我帝國ヲ維持振起シ」の一節は、その国権論的性格を示すものとして指摘されるところであろう。しかし、本稿では、それよりもこの前半部分（「天下ノ元氣ヲ鼓舞シ」まで）に着目して、その文脈を点検したい。建白書の前半を要約すると以下のようになる。

「人民ノ通義権利」とは、納税の義務を有する人民は「其政府ノ事ヲ与知可否スルノ権利」を有するというところで、それは「天下ノ通論」である。それゆえ、民撰議院の設立に反対することは「大理ニ抵抗」することになる。それにもかかわらず政府有司が議院設立に反対するのは、「我民不学無智、未ダ開明ノ域ニ進マズ」という理由による尙早論のゆ

えであるが、この人民を「学且智、而シテ急ニ開明ノ域ニ進マシムルノ道」は、むしろ民撰議院を設立することによってのみ実現できる。というのも、そのためには「先其通義権利ヲ保護セシメ、之ヲシテ自尊自重天下ト憂樂ヲ共ニスルノ氣象ヲ起コサシメ」なければならず、人民にそのような氣象を起こさせる方法は「天下ノ事ニ与ラシムル」こと以外にないからである。そもそも政府の目的とするところは、「人民ヲシテ進歩ヲ得セシムル」ことである。しからは「今日我政府ノ宜シク以テ其目的トナスベキ者、則民撰議院ヲ立テ、我人民ヲシテ其敢為ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ弁知シ、天下ノ事ニ参与シ得セシムルニ在リ」<sup>(10)</sup>

（傍点筆者。以下断りがなければ同じ）ということになる。

以上ではほぼ建白書全体の論旨を尽くしているといえよう。これで明らかのように、たしかに民権論たるべき「人民ノ通義権利」は、実現すべき目標というより、前提条件、あるいは手段としての意味をもって語られているにすぎない。民撰議院設立自体も手段である。それでは、建白書全体が課題とするところは何かというと、日本の人民の開明性の問題、すなわち「不学無智」の人民を速やかに「学且智」にして「開明ノ域」に進めるためにいかにすべきかということ、言い換えれば、人民はいかに「進歩」させるかということであった。ここで着目しておきたいことは、「不学無智」を脱し、開明となった人民の状態はどのようなものとして説明されているかということである。すなわちそれは、単に「学且智」という知識レベルの問題としてだけでなく、「自尊自重天下ト憂

楽ヲ共ニスルノ氣象」、あるいは「敢為ノ氣」といったものが要求されており、人民の「氣象」の問題として語られていることである。というのも、この後の民撰議院論争においても、このことが主要な論点の一つであったからである。

民撰議院設立建白書に対して、まず異論を唱えたのは加藤弘之であり、板垣退助等に送った建白書を批判する書翰が『日新眞事誌』に掲載された。<sup>(11)</sup> その中で加藤は、「人民ノ從順実ニ過甚ナリ、是真ニ憂フ可シ」と、人民の無知不学の現状については建白書と同様の見解を示しながらも、この現状で民撰議院を設立したならば、その決議するところは取るに足らない「愚論」となるばかりか、「国家ノ大害」を生ずる恐れがあるとした。「凡ソ、人民智識未ダ開ケズシテ先ツ大ニ自由ノ權ヲ得ルトキハ、之ヲ施行スルノ正道ヲ知ラズシテ、之ガ為ニ却テ自暴自棄ニ陥リ、遂ニ国家ノ治安ヲ傷害スルノ恐レアリ」というのである。そのような考えから、「政府能ク人民ヲシテ敢為ノ氣ヲ起シ、天下ヲ分任スルノ義務ヲ弁知セシメント欲スルモ、決シテ唯議院ノ設立ニ由テ得ベキニアラズ。殊ニ学校ヲ興シ人才ヲ教育スルノ漸ニ由ルベキノミ」と、漸進論の立場から、むしろ教育の必要を主張した。

しかし、加藤のいう教育とは、結局「学且智」という知識レベルの問題にとどまるもので、人民に「敢為ノ氣」を起こさしめるという課題に対する十分な答とはなっていないかった。それゆえ、これに対する板垣等の弁駁書<sup>(12)</sup>では、「足下ノ曾テ一言モ人間脳力上ノ教育ニ論及セザルハ何

ゾヤ」と、加藤が単に智識上の教育しか問題としていないことを批判し、ミルの言の引用として、人間が自らの活計に汲々とする状態では「脳力ヲ思想感覺ニ啓キ進ムコト」はできず、それを解決するには「独リ書籍議論ヲ以テ教育トスル」だけではだめで、人民に「公共事務」を取り扱わしむることが必要であると主張した。「公共事務」とは、民撰議院設立建白書の中の「自尊自重天下ト憂楽ヲ共ニスルノ氣象」に対応するものであった。

以上のように、民撰議院設立建白書をめぐる議論においては、人民をいかに「開明」に導くかということが課題となっていた。そして、この場合の「開明」とは、単なる知識の進歩の問題だけでなく、「敢為ノ氣」といった「氣象」のレベルでの開明をいかにするかということが、より重要な問題となっていたのである。

ところで、右の弁駁書の中で「今夫レ斯議院ヲ立ルモ、亦遽カニ人民其名代人ヲ扱フノ權利ヲ一般ニセント云フニハ非ズ。士族及ビ豪家ノ農商等ヲシテ独リ姑ク此ノ權利ヲ保有シ得セシメン而已。是ノ士族農商等ハ即チ前日彼ノ首唱ノ義士、維新ノ功臣ヲ出セシ者ナリ」とあるように、<sup>(13)</sup> 板垣等は士族を中心とした暫定的な制限選挙を想定していた。当時の人民の知識レベルについての認識が、これまで述べてきたようなものであった以上、早急に議院を開設するとすれば、それは当然といえるかもしれない。しかし、議院設立という手段での士族の政権参加に正面から反対したのが、『東京日々新聞』（以下『東京日々』と略す）紙上で漸進論の

立場から論陣を張っていた福地源一郎(稜痴)である。明治八年三月から四月にかけて、この問題をめぐって『東京日々』の福地と『郵便報知新聞』(以下『報知』と略す)との間で論戦が繰り広げられた。以下では、この士族の政治参加をめぐる論争を紹介することによって、当時「民権」をめぐる議論がどのような文脈で語られていたのか、その中で「民権」の問題がどのように扱われていたのかを詳しく見ていきたい。

福地は熱心な民権論者であったが、民権思想そのものを絶対的な真理、あるいは普遍的な有用性を持ったものとは考えず、つねにその有用性と限界との両方を念頭に置いていた。つまり、加藤が急進的な議會開設の危険を指摘したのと同様、過激な民権論——この場合、財産資格のない「普通選挙」を指すこと——は、例えばバリ・コムニオンが「治績少ナクシテ乱階多ク、其国ヲ衰頹ニ陥ラシムルニ至」ったように危険であり、それゆえ西洋諸国の多くにおいては、財産によって政治参加に厳重な制限が設けられ、それによって「民権ノ利用ヲ維持」している主張した<sup>(15)</sup>。当時あって「普通選挙」は、西洋思想に徴しても、必ずしも目標とすべき「理想」としての地位は確立していなかった。福地は、民権の主張が過激化して「普通選挙」が目標になることを、それによって予想される危険から、「民権ノ害用」<sup>(16)</sup>と呼んだのである。

このような観点から財産による政治参加資格の制限を前提として、福地は当時の士族の家禄は「家産」として認定できるかという問題に言及した。維新以後士族の常職は解かれ、版籍奉還、地租改正によって家禄

支給の根拠はなくなり、当時はその廃止が政治日程に上っていた。すなわち福地は、家禄を家産として認めず、むしろ家禄を受ける士族は「人民の保庇ヲ蒙ル所ノ居候」<sup>(17)</sup>であるとした。言い換えれば、財産という観点からいえば、家産を持つどころか人民の保庇を受けるような立場の士族は、家産を有する平民に等しき権利を有することができないことはもちろん、財産を持たない貧民以下ということになる。つまり、このように「家産」、すなわち財産を持たない士族が参政権を持ってないのは当然であり、また士族が民権論を唱えることも、政権参加の口実にすぎないのだから、その資格はないとしたのである。

これに対して『報知』は、士族が維新の変革や西洋文明の移入に果たしてきた功績を以て士族の立場を弁護し、また、家禄は遠からず廃されるものであるにしても、それが存在するうちは家産と看做してよいとの立場で福地を批判し<sup>(18)</sup>、その後しばらく両者の間に論争が繰り返されることとなった。しかし、家禄が家産であるか否かという論点自体は、解釈の技術的問題に終始し、必ずしも現実的なものではなかった。むしろ問題とすべきことは、明治維新後の日本において、国民の政治参加が現実味を帯びた問題になった時、その中で士族、あるいは平民がどのような役割を果たしうるかという問題についての両者の見解の相違が、この論争の背景にあったということである。

実は、この論争の伏線として、明治八年二月に『報知』に載せられた牛場卓造の投書を福地が批判し、それをまた牛場が反駁するという論争

があった。その中で、「士族の精神」の保持という問題が士族が民権を主張することに深く関わっているということが、福地の脳裏に深く刻み込まれたと思われる。牛場は、次のように述べていた。<sup>(19)</sup>

「我国目今の形勢を以て之を前日の形勢に比するに、国歩の難易日と同ふして論ず可きに非」ざる状況である。維新以前の交際は、一人の栄枯得失は国内兄弟のみに関わる問題であったが、外国と競争して独立を維持せざるをえない今日の交際は、一人の栄枯得失はそのまま外国に対する我国の栄枯得失に関わる状況となっている。「世の形勢既に斯の如き困難の有様に変したることなれば、勇奮して国の精神を培養し、外国と鋒を争はざる可らず。蓋し国家精神の強弱は乃ち国家栄枯得失の根拠する所なるに、目下我国の情景を見るに、我等兄弟の切に希望する所の精神は増殖せずして、却て縮退するの勢あり。「中略」此精神の衰耗とは則士族の精神の日に益々衰耗するを云なり。今夫れ試に國中士族の有様を見よ。之を前日に比して何れか義氣ある。何れか廉恥を知る。何れか氣風の高尚なるや」。

このような牛場の対外的危機認識は、ちょうど一年前に出版された福沢諭吉の『学問のすゝめ』(五編)の中で語られたことと共通している。福沢は、「今や外国の交際俄に開け、国内の事務一としてこれに関せざるものなし<sup>(20)</sup>」とし、また「文明の精神たる人民の気力は日に退歩に赴けり<sup>(21)</sup>」と述べた。また、同書三編では、「國中の人民に独立の気力なきときは一国独立の権義を伸ること能はず<sup>(22)</sup>」として、国家独立の基礎を人民

の「独立の気力」に求めていた。つまり、維新以後の外交の困難を指摘し、国家独立の基礎として人民の「気力」を重視し、その衰頽に危惧を感じている点では共通するのである。ただし、福沢は士族的精神を「專制抑圧の氣風<sup>(23)</sup>」と考え、独立人民の気力と相反するものと考えていた。この点では福沢の立場は牛場とは両極端にあり、後に述べるように、むしろ福地と近いものであった。

『報知』の社説は無署名であるが、牛場の所論を引き継ぎ議論を展開した。例えば、吾曹子こと福地に向って「子若し真実に民権を張らんと欲せば、此慷慨切実なる士族を以て民権を恢復するの巨擘とせずして、其他無氣無力の何人に依らんとするや」と述べ、次の様に主張した。<sup>(24)</sup>

「我々が所見にては、日本国の独立を維持するものは此慷慨切実なる士族の力なり。決して無氣無力の民にはあらざるなり。斯く云へども、我々は決して何時迄も士族のみに依り、平民をば相手にせぬと云ふに非ず。我々の兄弟中に気力の髓にして依る可きものあらば、我々は悦て之に依る可きなり。然れども此気力なるものは中々一朝一夕の能く生得可きものにあらざれば、差当り此貴重なる精神を保養するものに依り、并て其精神を失はらしめんことを欲す。是我々か士族輩の気力の衰ふるを以て国家の大患なりとする由縁なり」

『報知』の見解は決して平民を無視しようというものではなく、当時の段階では平民には日本の独立を維持し得る「気力」を期待できないという現状認識から、さしあたって士族の「気力」を保持し、それに頼る

べしという主旨のものである。士族に頼るべき「氣力」があり、平民にはそれがないという見解については、これまで見たように当時の有識者に共通の認識であり、福地もそれを否定するものではなかった。ただし、福地はそれを認めながらも、「独立ノ元氣ハ日本良民ノ權利ヲ保有スルニ依テ維持スベシ。士族ニ依頼ス可カラズ」と、あえて士族の氣力に依頼することを非としたのである。福地のそうした考えの背景には、幕末維新の歴史は、封建の遺物たる「士族ノ氣力」が「平民ノ氣力」を圧迫してきたものという認識があった。<sup>(26)</sup> それゆえ、士族の「氣風」を維持することは、かえって人民の「氣風」を伸ばすことを妨げることになるというのである。福地は次のように述べている。<sup>(27)</sup>

「吾曹ハ報知記者ガ貴重シタル、所謂士族ノ氣力ナル者ノ為ニ妨ケラレテ、日本平民ハ其天稟ニ有スル所ノ沈実忠良ナル氣力ヲ發輝シ得ザル事ト信ズルニ付キ、士族ノ氣力ヲ以テ封建ノ遺物ナル圧制氣力トハ見認メ、之ヲ涵養スルハ良民ノ為ニ慶スベキ事ニ非ズト云ヒタルナリ」

まさに民権の恢復が叫ばれながらも、現実には依然として士族が政治を牛耳り、平民の政治参加の機会はない。「士族ノ氣力」がたとえ日本の独立に必要なものであっても、士族自身がそれを維持することを主張することは、自らの階級の特権の維持につながり、平民の氣力を伸ばすことを妨げる、というのが福地の考えであった。こうした考えは先に述べた、福沢諭吉が「独立の氣力」の必要を主張しながら、他方で人民の「卑屈不信の氣風」とともに政府の「専制抑圧の氣風」を一掃すべきこ

とを訴えていることと近いものであった。

さて、ここで注目すべきことは、『報知』の主張する士族的な氣力に代わるものとして、福地が「沈実忠良ナル氣力」という、平民の伸張すべき氣力を提示したことである。例えば別の論説では、「而シテ氏『報知』  
筆者註ガ所謂中等ノ氣力ハ、独リ士族ノ名稱アル者ニ限ルトスルカ、抑モ農工商ニテ自ラ保成スベキ忠良切実ノ精神ハ貴重スルニ足ラザルカ」とも述べている。この平民の「忠良切実ノ精神」は、家産をもって政治参加資格とすべきであるとする一つの根拠でもあった。この精神について、福地は次のようにも説明している。

「夫レ此貴重ナル精神ハ即ハチ恒心ニシテ、必ラズ恒産アルヲ以テ保成スベキナリ。未ダ衣食ノ恒産ナクシテ忠良切実ノ精神アル者ヲ見ザルハ、猶ホ忠臣ノ不孝ノ門ヨリ出デズ、身ヲ脩メズシテ国家ヲ齊治スル者ヲ聞カザルガ如シ。而シテ此恒産ヲ有スルモノハ士族ニ多キカ、將タ血生ノ農商工ニ多キカ」(傍点原文)

これは、むしろ「恒産無ければ恒心無し」という孟子の言葉を踏まえたものであって、生活の基礎となる生業を持った人民の道徳を、「民権」に必要な要件として考えていたのである。このような考えは、たとえば福沢が『学問のすゝめ』で述べた「有形の独立」<sup>(31)</sup>と近いものと考えてよいだろう。ちなみに福沢は、「一身独立して一国独立する」として、独立には「他人の智恵に依らざる独立」(無形の独立)と、「自ら心身を勞して私立の活計を為す」「他人の財に依らざる独立」(有形の独立)があ

るとした。<sup>(32)</sup> この二つの独立の關係は、生活の独立である「有形の独立」があつて、はじめて精神の独立である「無形の独立」も可能になるといふものであつた。<sup>(33)</sup>

これに対し『報知』は、この「忠良切実ナル精神」には全く価値を認めず、次のように批判した。「嗚呼、我か純朴なる平民よ、眉に唾して注意せよ。御曹司か御辺等に与へたる忠良切実なる名は、平に云へば馬鹿律義と云ふことにて、決して真の榮譽とするに足らず。其証拠は、我國に於て平民と名けられたる人種は元來無智無力にして、従順の範圍を脱し圧制に抗するの意思あることなし」<sup>(34)</sup>（傍点原文）と。つまり「忠良切実」、いふなれば生産人民の道徳たる実直性、従順さは、『報知』が國家の独立のために必要であるとした「氣力」の要件を充たすものではなかつた。その要件とは、ここでは「従順の範圍を脱し圧制に抗する」というものであることが確認できる。また、『報知』の別の論説では、「試みに思へ、欧州文明の元素たる自由精神は何の遺物なりや。何より生したるや。ゼルマン蛮族の乱入と共に蔓延したる独身自由<sup>インディペンデント</sup>の豹変せるものなり。欧州の民高尚の氣風を振起せしは、蓋し其債を封建政体に荷へり。彼十字軍の狂暴なるも大ひに欧州の文明を賛成せり」<sup>(35)</sup>と述べ、封建的な野蛮性、尚武的な精神が、欧州文明の自由精神の淵源であるという見方を示している。自由についてのこのような考えは、この文が、士族を除けば「無氣無力の従順愚民と有氣有力の圧制政府」のみという現状では、平民の氣力を刺激するものは士族以外にありえないとい

う文脈に続いていることから、封建的な士族精神の中に圧制に抵抗する「自由」につながるものがあると考えていたといえるのである。

結局、『報知』と『東京日々』との論争は決着をみることなく、四月半ば過ぎには終わった。福地は「士族の氣力」の必要を前面に押出した『報知』の批判に充分な反論ができず、平民の「忠良切実ナル精神」についての議論を發展させることもなかつた。

さて本章では、当時にあつて國家独立、あるいは富強の問題は、軍勢力・經濟力といった物質的な課題ではなく、その背景としての、必要な人民の「精神」「氣力」「氣象」といった「氣」の問題として語られ、民権論もまたその中に包摂される概念であることを確認してきた。そうした考えは、例えば中村正直が『西国立志編』<sup>(36)</sup>の序文において、「西国之強」は兵に拠るのではなく、人民の信仰心、自主の權、政治の寛大、法律の公正、あるいは人民の徳行、品行に拠るとしていることから、かなり広く定着していたと考えられる。こうした「氣」が問題とされるとき、『報知』に見られるような武士的精神としての「氣」の色彩が濃厚なものと、福地や福沢のようにそうした古い氣風には否定的で、新たな「人民の氣風」を求めるものと、少なくとも二つの傾向があることが確認できた。また、その中でも、圧制にたいする抵抗が課題とされるときには、士族的な精神としての「氣」がより重視されていたのである。

次章では、「氣」と「民権」「自由」との関連について、さらに士族的な言説に絞って検討していくことにする。

## 第二章 『評論新聞』における「気」と「自由」

第一章で、当時の民権論をとりまく言説状況において、士族が有していた「気力」が圧制に抵抗する自由につながるものとして重視されていたことを述べた。本章では、さらに士族が「民権」あるいは「自由」を語った場合の言説について、より詳しく検討することにする。ここで取上げる『評論新聞』は、不平士族の言論機関の中でもっとも過激で、影響があったとされるものである。

『評論新聞』は明治八年二月に創刊された。発行所は集思社。社主は海老原穆。主な記者には横瀬文彦、小松原英太郎、関新吾などが挙げられる。過激な言論によって政府を攻撃し、一八名にのぼる禁獄者を出したあげくに、明治九年七月、発行禁止処分となった。集思社はさらに『中外評論』を発刊して政府攻撃を続けたが、同年一〇月にこれも発行禁止となった。<sup>(37)</sup>

『評論新聞』の性格について、後藤靖氏は、発刊当初は武士意識に支えられた国権拡張主義が濃厚であったが、その中に見られた民権論の萌芽が次第に過激な民権論として展開していったと述べている。<sup>(38)</sup> いうまでもなく、こうした士族性と民権論との関係をいかに捉えるかが本稿のひとつの主題であるが、『評論新聞』の性格として付け加えなければならぬのは、鹿児島の私学校との密接な関係である。西南戦争の原因の一

つとして、『評論新聞』の過激言論による煽動が指摘されることが多い。<sup>(39)</sup> 集思社を設立した海老原穆はもと薩摩藩士で、戊辰戦争において戦功があった。明治の初め桐野利秋に従って上京し、親兵隊に属し陸軍大尉となり、明治五年愛知県七等出仕となったが、明治六年の征韓論破裂に際して下野していた。<sup>(40)</sup> 徳富蘇峰によれば、海老原が東京で『評論新聞』を刊行したのは、「私学校派の一は宣伝機関とし、他は諜報機関としての任務を全うせんが為」<sup>(41)</sup> であり、宣伝機関としては世間に私学校の動静を伝えてその蹶起を屈指して待たしめただけでなく、私学校に対しても政府が今にも瓦解するかのような情報を与えたという。<sup>(42)</sup>

このように、『評論新聞』は征韓論から西南戦争につながる不平士族の主張を代弁していたと考えられる。問題は、こうした士族反乱の動機ともいべき不平士族の論理と、民権論が同じ雑誌で併せて論じられていることをどのように解釈するかであろう。はたして、国権拡張主義と民権伸張論が本来相容れないものという前提で論じることが有効なのであろうか。本稿ではすでに前章で、当時の「民権」なり「自由」というものが、個人の福祉や平和を基礎とした今日の民主主義的自由の概念ではないことを見てきた。それは国家独立のために必要な「気力」のイメージとしてとらえられており、とくにその場合の気力とは、士族の有する道徳・精神を想定していたものが有力であったのである。本章では、そうした「気力」の問題を中心として、『評論新聞』の不平士族の民権論といわれる主張がどのようなものであったかを紹介していきたい。

さて、『評論新聞』（以下『評論』と略す）が国権論的色彩が濃厚であるといわれるのは、明治六年の征韓論破裂以来の政府の外交態度を批判し、常に対外強硬論を唱えていたことから窺える。征韓論に限らず、当時の言論は対外問題に対しては非常に敏感であった。それは、幕末以来、外交のトラブルが国権意識と非常にデリケートに結びつき、特に「恥辱」に敏感であった武士的精神を刺激し続けてきたからであった。士族的論理に従えば、恥辱に甘んじて何もしないでいることは「卑屈従順」以外の何ものでもないことになる。例えば、明治八年、江華島事件の報が伝わると、征韓の是非をめぐって各新聞で議論がなされたが、『評論』の宮本松五郎は、非征韓派の各新聞の議論を揶揄し、各紙の「非戦ノ御説教ヲ承ハリ従順ノ道ヲ奉セヨ」と、次のように述べた。<sup>(43)</sup>

「民権論ト征韓論トハ両立セヌソヨ。府庫ハ空虚タソヨ。亜細亞ノ交際ハ我カ日本ノ榮辱ニハ関セヌソヨ。朝鮮人ニ頭ヲハラレテモ我カ兄弟ノ恥辱ニハナラスソヨ。国辱ヲ忍ベハ金ガ溜ルソヨ。民権ヲ主張スルニハ外国人ニ庄セラレテモ国ノ権利ヲ争フ事ハ出来ヌソヨ。幸福トハ衣食住ノ安楽ノミヲ云フノダソヨ。榮誉ハ幸福ノ元素ノ内ニ在ラスソヨ。実益トハ金銭ノ事タソヨ。金サエ損セナケレハ人氣カ腐敗シテモドンナ恥ヲ蒙リテモ構ハヌソヨ。外国交際ハ氣ニ掛ケルナヨ。……」

むろん、宮本自身の主張はまったくこの逆と考えればよい。その論理を整理すれば、国内問題である民権と対外問題である国権（＝征韓）とは両立しようという立場であり、国権論、すなわち対外問題においては、

日本が西洋諸国に圧せられ、また、朝鮮・中国に対して西洋諸国と同様の態度（すなわち帝国主義的な威圧的外交）がとれないことは「恥辱」であるという考えであり、民権においては「人氣」、すなわち人民の氣力が問題となっており、物質的幸福はそれほど重要視されない。このような論理構造は、おそらく『評論』の論者に概ね共通するものと思われる。<sup>(44)</sup>

たとえば満木清繁は、不平等条約を論じて次のように述べている。<sup>(45)</sup>

「夫レ国辱ノ大ナル者邦国自治自主ノ権ヲ有セサルヨリ甚シキハナシ。方今泰西各国ノ我国ニ於ケル、一モ公法ノ条項ニ頼ラス、刑律裁判租税ノ大権ヲ有スル能ハサル、ヨク互ニ人民ヲ管轄スルノ権利ナク（現ニ汚辱ヲ蒙ル幾許ソヤ）、遂ニ政府国民ト共ニ自由権利ヲ失墜シ、附庸奴隸ノ国タルニ至ラン、国辱是ヨリ甚シキハナク、大患是ヨリ先ナルハ無ルヘシ」

当時にあつて民権と国権が両立していたということは、まず、このように個人の自由権利と国家の自由独立はバラレルに対応していたことからも確認できる。つまり人民が国内において権利自由を有すること、国家が外交関係において自由独立の権利を有することは、論理的に同じ構造であり、また両者は密接不可分と考えられていたのである。詳言すれば、特に日本においては、人民は封建の遺風たる「卑屈従順」から抜けられず、政府の圧制によって民権を回復しえないことと、対外的には西洋諸国から屈辱的な不平等条約を課せられ、中国・朝鮮に対して威圧的な外交が出来ないでいることとは、まさに「権利」「独立」

「自由」がなく、「卑屈」であるという点で共通していると認識されていた。つまり「国権」という言葉は、当時にあつては「民権」と対立するというイメージは少なく、むしろ西欧諸国に対して対等・平等な国家としての権利という意味合いで、その意味では人民の権利たる「民権」と共通した語感を持っていたのである。

ところで、現代的な言語感覚からは、征韓論のような好戦的な国権論は「民権」とは相容れないもので、「開明」あるいは「文明」とはかけ離れた封建的な精神としてイメージされがちであるが、必ずしもそうとばかりはいえない側面もあるので、次のような指摘をしておきたい。

それは、富国強兵の目標たる西洋諸国が「文明」あるいは「開明」であるという認識は定着していたが、その言葉は本来は漢語、すなわち儒教的言語としてすでに存在していたことである。儒教的意味での「文明」「開明」は人智、人文が発達した状態をいい、それは儒教的道徳・教養を基準としていた。例えば福沢諭吉は『西洋事情』において「人間交際」を論ずる中で、「本来人間の大義を論ずれば、人々互に其便利を謀て一般の爲めに勤勞し、義氣を守り廉節を知り、勞すれば従て其報を得、不羈独立、以て世に処し、始て交際の道を全す可きなり」、また、「人々交際の道を存せんと欲せば、各々其徳行を修め法令を守らざる可らず。野鄙固陋の風習を脱して礼儀文明の世に居るは人の欲する所なり。さすれば人々徳を修め法を畏て世の文明開化を助けざる可んや」と述べている。「義氣」「廉節」といい、「礼儀」「徳」といい、福沢は儒教

的な道徳と共鳴しうる部分で、西洋の「文明」性を見ていたのである。また『評論』の中には「西洋諸国ハ文明ノ強國ト雖モ、開明未タ充分ナラサルニヨリ、其外国ニ接スル、義ノ一字ヲ重ンセスシテ、利ノ一点ニ着目スル事明カナリ」という表現があり、ここでは西洋的物質的進歩を「文明」ととらえ、その意味での西洋の優位は認めながらも、儒教的道徳である「義」という観点での「開明」については、西洋の優位を認めていないといえる。

このようにみると、「兵は凶器なり」という言葉があるように、「文明」と「武」が対立するものという考えは、実は儒教的タームに用意されていたと見ることができる。むしろ、同じ儒教道徳が浸透しながら、日本は中国・朝鮮にくらべて「文」に対する「武」の力が強い、特殊な社会であった。当時において、西洋諸国の帝国主義的膨脹という「武」をともなった「文明」を見せつけられたとき、儒教的平和的な「文明」との間に微妙な混乱があつたことは注意する必要があるだろう。例えば、強硬な征韓を主張する『評論』のある一節では、戦争を開始するには戦費の概算を提示して「全国ノ民ニ謀リ事ヲ挙クルノミ」と述べた後で次のように続けている。

「然レトモ我カ国民ノ如キ、未タ開明ノ域ニ至ラス、之レト謀ルモ恐ラクハ異議ヲ生シ、軍資ニ供スルヲ肯セサルモノアラシ」

ここでの「開明」とは西洋的な意味での開明で、戦争を厭うのは国民が未だ「未開」の域にあるからというのである。つまり、国民が西洋的

「開明」の域に達すれば、戦争の必要を理解しこれに應ずるはずである、という論理になる。

わざわざ右のような指摘をしたのは、「文明」「開明」あるいは「民権」「自由」といった言語イメージにまつわる、平和的、非暴力的（たとえ暴力的であつても、それは特定の権力にむけられる）な先入観を、とりあえず保留したかったからである。西洋を標準として「文明」「開明」の域に進むことを目標とすることは、このように戦争を肯定する方向へつながる可能性もあるのである。つまりこうした面からも、対外的好戦的な国権論と開明的な民権論とは、必ずしも排他的な関係ではなかつたといえる。ましてや、「民権」それ自体は、西洋においては血をもつて購った歴史である。フランス革命然り、アメリカの独立然りである。西洋的な文明が必ずしも「武」を否定するものではなく、民権・自由の歴史もむしろ圧制に対して「武」をもつて抵抗したという、西洋文明の暴力的側面は、「武」を本来の職としてきた士族に共鳴を与えた面は少なくないと思われる。

さて、以上のような「民権」と「国権」との関連を踏まえたいうえで、両者において「気」の問題がいかに論じられていたかを詳しく検討していきたい。

『評論』においては、前章の『報知』の主張と同様、士族の気力の衰退への危機意識が顕著であり、特にそれが国権論的な対外論として語られることが多かった。つまり士族的精神の保持、挽回の策として対外的な

強硬論が唱えられたのである。例えば、掲載されたある建白書では、「方今ノ勢ヲ觀テ戊辰以前ニ比較シ玉ヘ。義氣頹衰シテ廉節ノ風全ク衰フ。何トナレハ天下漸平安ニ慣レ、ロニ文明ヲ唱ヘテ虚飾浮諛ニ陥リ、義氣アル者ヲ愚トシ廉節アル者ヲ頑ト呼ビ、營々唯一身ノ小利ヲ追ヒ、天下国家ノ存亡ハ之ヲ度外ニ置キ……」と述べた上で、「往時ヲ追觀シ、大ニ文学ヲ起シテ義氣廉節ヲ励シ、盛ニ兵備ヲ整ヘ、論ニ敵国外患アリ治安ノ時ニアラサルヲ以テシ、行フニ艱難苦ヲ嘗メ、全国人民ヲシテ戊辰以前ノ為ス身ヲ耗シ家ヲ顧ミサルノ風ヲ養」うべきと主張している。<sup>(49)</sup> また、佐田白茅が江華島事件に際して、「今韓ヲ征スルハ我カ義ヲ養フナリ。我忠ヲ長スルナリ。我カ忠孝廉恥ヲ振起スルナリ」と述べている<sup>(50)</sup>ように、征韓の主張も同様の目的で語られている。

このように、国権拡張は富国強兵という物質的な要請よりも、「士氣」あるいは「義氣廉節」という士族の気力の衰頹を挽回するという意図から主張されていたのである。また、具体的な士族の気力としては、「戊辰以前」の「義氣」「廉節」が恢復すべき気力として想定されていた。

おそらく、こうした危機意識は、幕末維新の変革の原動力となった「志士」的対外危機意識を心情的に継承していたのであろう。対外的危機感から維新の変革をなしたとげた志士の精神が維新以後衰頹しつつあるということ自体が、まさに危機であるとして語られているのである。

この問題は、単に士族の封建的精神へのノスタルジーとして片付けられる問題ではないように思われる。というのも、例えばこの頃、西村茂

樹は『明六雑誌』の中で、西洋の歴史に徴しギリシヤやローマの勃興の原因は、勃興期の人民の「強健剛毅」あるいは「儉樸強毅ニシテ豪爽不屈ノ氣」と愛国心にあつたとして、「儉樸剛毅ハ国ヲ興スノ良薬」と尚武の精神の必要を述べるとともに、「工芸技術」の進歩のみに眼を奪われることは「奢侈輕薄」の氣風をもたらし亡国の原因となることを指摘している。<sup>(51)</sup>つまり、国家の盛衰の原因となる要素をいかに考えるかという普遍的な課題の中で、平和的文明よりも「武」の精神を重視する考えも有力であつたのである。『評論』では、このような立場から、欧州各国が今日の開明を奏したのも、日本が維新の大業を為しえたのも戦争の功によるとして、「戦争ハ国家ニ大益アルノ説」と題し、次のような社説を掲げている。<sup>(52)</sup>

「今此ノ元氣衰弱シテ国勢頽廃スルカ如キノ患ヲ免カレ、常ニ活潑旺盛ノ氣力ヲ失ハス、威武ヲ宇内ニ振張スルユヘンヲ求メハ、特ニ長ク閑暇無事ニ安心シテ一日ノ姑息ヲ努ムル事ヲ止メ、一タヒ機会ヲ得ルアレハ一刀両断シテ迅速ニ其勢ニ乗シ、戦争攻伐ヲ事トシ以テ此ノ大患ヲ掃蕩スルアルノミ」

このように、『評論』においては、国家の独立という観点から、戊辰以前の「義氣廉節」といった士族の精神を振起し、あるいはこれを全国の人民に及ぼすことを考えていたのであるが、昔日の榮譽の復活や、生計の手段を求める意味での士族の不平とは一線を画す論調を貫いていた。<sup>(53)</sup>

こうした士族の氣風という在来精神の挽回を求める主張の他に、むろ

ん「自由」「民権」という西洋的な氣力を問題とする議論も展開されていた。その一つとして、バックルのエッセイを紹介して、小松原英太郎が評を附した「圧制政府ノ自滅スルノ説」がある。<sup>(54)</sup>

まず、紹介されたバックルの説は、西洋の歴史においては、「精神氣魂ノ自由」はすこしも制圧されることがなく、「人民ノ精神」は圧制に抵抗することによつてますます「振起」し、圧制を打ち破つてきたのであり、その「氣勢ノ進動」ははなはだ強盛で、圧制政府はいくら兵備を盛んにしても、それを阻止することはできない、というものである。小松原はこれを評して次のように述べた。

「欧州人民ノ自由不羈ノ精神ニ富ミ、勇往敢為ノ氣象ニ饒ニシテ、常ニ自ラ奮勵シ旧來ノ窮屈界ヲ去テ新鮮ノ自由郷ニ遊ハント勉ムルアルヲ聞クガ毎ニ、未タ嘗テ我國民ノ朦愚卑屈ニシテ其蠢爾タルヲ甘ンスル者ノ多キヲ慨歎セザルハアラザル也。〔中略〕今此氣風ヲ振作セザル而上ハ、一國ノ隆盛ハ到底期スヘカラザル也」

すでに第一章からみてきたことから判るように、このように西洋の人民の「自由」と、日本の人民の「卑屈」が対置され、国家の隆盛のためには、人民がこの「卑屈」精神を脱して、「独立の氣象」「自由の精神」を恢復しなければならぬというのは、『評論』だけでなく、この時期の「民権」「自由」論に共通した論理であつた。第九八号の社説では「五大洲中文明の基礎ナル民権自由ノ大理」<sup>(55)</sup>と述べられているように、西洋諸国の人民の「自由」の氣風が西洋諸国の隆盛を支えているという認識

が定着していたのである。

それでは、そうした「元氣」の振作をいかにして行かうかという、方法論が課題となる。士族的な「義氣廉節」を保持すべしという立場からは、「征韓論」のような対外的好戦的な主張が展開されたが、「民権」の立場からは、まず学者、言論機関による啓蒙が重視されることになる。たとえば、小松原は先の引用のあとに次のように述べている。

「夫レ欧州ノ人民ハ精神ノ已ニ自ラ旺盛ナルニヨツテ、敢テ学者ノ作興ヲ要セザル也。我国ノ如キハ大ニ之ト異也。今ニ於テ学者タルモノ、自ラ先率シテ人民ヲ鼓舞シ、勇偉不屈ノ氣象ヲ振作セシムルモノアルニ非レハ〔中略〕方今学者タルモノ、責任ハマタ至重ナラスヤ」<sup>(56)</sup>

こうした学者の役割への期待が言及される時、学者は政府の外にあって、人心に浸潤した気風を一掃すべきであると説いた、福沢諭吉の学者職分論が想起されるであろう。<sup>(57)</sup>

ところが、ここで問題となったのは、明治八年六月二八日に発せられた新聞紙条例・讒謗律である。<sup>(58)</sup>これによって筆禍による罰金・投獄が相次ぎ、「正義論」が困難となった状況で、言論による啓蒙はどこまで有効、あるいは可能なのかという問題が起こった。『評論』が過激な言論を改めることなく、禁獄者を続出したのに対し、『明六雑誌』は明治八年一月に自ら廃刊した。廃刊を主張した福沢は、節を屈することもできず、政府の罪人になることもできないとの理由を述べていたという。<sup>(59)</sup>翌一二月の『評論』では、小松原の「学者先生迂遠卑屈ナルノ論」と題

する投書を書き、これに対する評の中で、関新吾は「独り怪ムヘキハ、此諸先生ハ昔日先導ノ氣力ハ去テ跡ナキカ如ク、多クハ官途ニ昇リ、然モ俗務官吏ノ下ニ屈シ、徒ニ其頤使ニ従ヒ、柔々順々ナル者ハ何ソヤ」<sup>(60)</sup>と、『明六雑誌』の廃刊を暗に非難した。そうして『評論』は、『明六雑誌』とは異なり、それ以後もあえて禁獄者を出し続けてまで、過激な言論を行う道を選んだのである。それは、どのような論理で、どのような目的であったのであろうか。

新聞紙条例・讒謗律によって、各社の新聞記者が続々と処罰されるに当たって、「自由発論」の是非が問題となる中で、『評論』の論調は政府への圧制観を強めていった。明治八年一〇月に横浜毎日新聞編輯長塚原靖が、禁獄十ヵ月、罰金百円<sup>(61)</sup>という、その前後の処罰に比して異例な重さの判決を受けたことは世間に注目された。その判決を紹介した『評論』では、婉曲ながらも塚原の行為を「自任ノ氣力」として称賛していたが、<sup>(62)</sup>翌九年一月以降になると、新聞記者自らがこうした氣力・氣象を実践的に具現しているという位置付けを盛んに行うようになった。

「客歲朝廷嚴密ナル新聞條例讒謗律ノ布告アリテヨリ、各社ノ記者ノ刑辟ニ罹ル者陸續相尋クト雖モ、更ニ屈撓ノ色ナク、勃々ノ氣象紙面ニ溢溢シ、大ニ反動ノ勢力アルヲ覚ユルニ似タリ。嗚呼、人民ノ耳目ナル影響ナル新聞記者ニシテ、不撓不屈ノ氣象ヲ現ストキハ、則チ人民ハ既ニ漸々卑屈ノ習弊ヲ脱スルノ勢アル一端ヲ徴スルニ足ルヘキ也」<sup>(63)</sup>

そして、同月（一月）には「圧制政府顛覆スヘキノ論」と題する投書

を評した小松原英太郎、山脇崑、横瀬文彦が、それぞれ『評論』として初めて禁獄に処せられた<sup>(64)</sup>。その中で、小松原は「正義議論」をもって国家の改革を行うことが至善であるとしながらも、政府の圧制が甚だしい時は「天誅是レ好方便也」と述べた。また、山脇は「真正ノ自由ハ鮮血死屍ノ萌芽ニシテ、坐上議論ノ萌芽ニアラサルナリ」として米国独立を例に挙げ、「真正ノ自由ヲ得ント欲セハ数百ノ生命ヲ以テ買ハサル可ラス」と、真の自由はむしろ暴力によってこそ実現されると主張し、横瀬は「唯当サニ民劍ノ利鈍ヲ姦相俗吏ノ頸ニ試ムルアランノミ」と述べていた。<sup>(65)</sup>

これ以降、『評論』は禁獄者を続出していくが、論調が過激化する中で、新聞記者自らを、幕末の志士や、フランス革命におけるルソー等の思想家の役割などに擬するようになっていった。例えば小松原は、幕末に「慷慨気節ノ士」が幕府の法の網にかかって次々と倒れていく中で、「天下ノ志氣ハ愈々振ヒ、志氣愈々振フテ激昂ノ気節ハ愈々興リ、竟ニ戊辰ノ革命ヲ馴致シ、一挙シテ能ク旧幕ヲ倒シ、以テ今日ノ盛運ヲ開クニ至リシ也<sup>(66)</sup>」と、露骨な比喻によって政府の新聞記者弾圧を批判した。また、中島富雄は、フランス革命の原因は、政府圧制の反動ではあるが、そもそもの原因は、「モンテスキュー、ボルテール、ルソー等が「人民ヲシテ自由ノ旗ヲ立テ、權利ノ陣ヲ張り、正々堂々必死ヲ以テ政府ニ抵抗スルノ精神ヲ生セシメタル<sup>(67)</sup>」からであるとした。

このように、『評論』の「自由」をめぐる過激な議論は「殺気」すら

帯びてくる。この言論の過激性はいうまでもなく、テロや反乱と直結していたことを抜きには考えられない。幕末以来、多くの人間が伝聞や風評によってすら命を落としてきた。維新以来まだ日の浅い当時であっても、まだそうした風潮は残っており、何よりも、土族反乱の危機感は天下を覆っていた。これに教唆され、いつテロや反乱がおこってもおかしくない情勢であり、その意味で政府がその言論を封じようとしたのも当然であり、西南戦争の一因とする説も故なしとはいえない。実際に、『評論』の関係者には、西南戦争に際して熊本の民権派からなる協同隊を組織して西郷軍に参加した宮崎八郎のような人物もいた。<sup>(68)</sup>『評論』にとっての言論とは、まさに「思想上ノ戦争<sup>(69)</sup>」であり、客観的事実をもって貴重とするのではなく、「剣」を含めた行動の裏付をもって価値としたといえよう。その意味では、「ペン」は「剣」と同じく、殺気を帯びた凶器としての役割を担っていたのである。また、その唱えるところの「自由」「民権」とは、国家独立に必要な個人の「気力」の問題であって、個人の福祉・安寧を目的とする意味での「民権」という意味合いの比重は低いといわざるをえない。

以上を整理すると、『評論』においては、日本の「元氣」をいかに振作するかという課題において、土族的な「義気廉節」を保持・振作し、全国民に及ぼすべしという論と、人民の「卑屈」精神を排除して「自由」の精神を植え付けるべしという二つの論が同居していた。前者は西南戦争につながる論理であり、後者は自由民権につながる論理であったが、

後者もまた言論の抑圧の中で、前者と同様の幕末の志士的精神への同調をみせていった。実際に『評論』では、両者の差異は小さいものとして理解されていた。例えば、高知と鹿児島を評した文では、土佐の靖献党と薩摩の従二位党（久光派）は「封建論ヲ主張シ旧習ヲ固守スルモノ」であり、立志社や西郷派とは氷炭相容れないものであることは「固ヨリ理ノ然ルヘキ所<sup>(70)</sup>」という表現がなされ、立志社・西郷派はともに思想的に封建・守旧の立場とは相容れないものと認識されているのである。

それでは次に、本来西洋思想であるはずの「自由」「民権」の論理が、なぜ土族的な精神と同調が可能であったかという問題についてさらに考えたい。それは単に政府への不満という共通項だけで説明はできない。次章では、こうした観点から、特に「自由」という言葉について、日本の在来思想との関連において、当時にあつてはどのような理解がなされていたのかを紹介していく。

### 第三章 「自由」の構造と儒教的「気」

前章において、新聞紙条例・讒謗律により自由発論が制限され、言論が過激化する中で、『評論』記者の主張する「自由」が、幕末の志士の「義気廉節」に同調していったことを指摘した。本章では、この問題をさらに検討して、さらに「自由」という言葉が当時持っていた言語のイ

メージと、志士的精神ともいうべき在来の精神との関連に言及したい。

新聞紙条例・讒謗律によって政府への批判が困難になったことにより、『評論』記者は政府への不平を鬱屈させることとなったが、それはまた「気」あるいは「自由」が鬱屈させられているというイメージと重なっていった。例えば、「洪水の説」と題した評論<sup>(71)</sup>では、比喩として河口を「阻圧閉塞」すれば必ず洪水が起ころうという文章を載せた後、「一読シ了ルニ当テ大ニ合 思<sup>フ</sup>力ヲ攪動シ、覚ニス慷慨悲憤满腔不平ナルモノアリ、之レヲ吐露セハ新聞条例ニ犯触スルヲ恐レ、之レヲ吐露セサレハ满腔ノ不平自ラ堪ユル能ハス、切齒扼腕孤燈ニ対シテ不平ヲ鳴ラスノミ」と述べ、その心情を「自由ノ氣力益々凜々」と表現して文章を結んでいる。また、それに対する海老原穆の評は「若シ政府苛酷ナル新聞条例讒謗律等ヲ設テ人氣ノ暢発ヲ防カントスルトキハ（決シテ現今ノ政府ヲ指シテ斯ク申スニハ無御坐候）水勢ヲ阻圧閉塞スルニ異ナラス、将ニ倏然トシテ激衝ノ力ヲ攪起セントス」というものであった。

このように、「自由」は伸張すべきものであり、圧制によってそれが閉息されているという認識下においては、「自由」はまさに鬱屈した「気」そのものとして語られているのである。それは圧縮された気体のように、圧力がかかればかかるほど、ますます外へ膨脹する圧力を強めるといふものである。そして、「自由鬱勃ノ氣破裂シテ此ニ至ル<sup>(72)</sup>」（トルコ領ヘルツェゴビナ独立を評して）というように、それはいつかは破裂するものとしての比喩もなされている。「民権」という言葉が人民の固

有の権利という意味で静的なのに対し、「自由」は外部からの圧迫に抵抗して外に膨張しようとする動的な意味合いが強かったのである。

このように、圧力に抵抗して膨張するイメージとして、「自由」と「氣」とは同様のものとして認識されていたのであるが、こうした意味合いでの「氣」の用法は、江戸時代の武士的精神を語ったものの中にまで遡ることが出来るのであろうか。

武士は本来「武」を常職とし、戦場に臨んで死を畏れないという「無懼」の勇が要求されていたが、そうした死生観を背景に、他から受ける「恥辱」に対して非常に敏感な、一種独特な氣風を培っていた。例えば橋本左内は、『啓発録』の中で「振氣」と題して次のように述べている。

「氣トハ人ニ負ヌ心立アリテ、恥辱ノコトヲ無念ニ思フ処ヨリ起ル意氣張ノ事也。振トハ折角自分ト心ヲトメテ振立振起シ、心ノナマリ油断セヌ様ニ致ス義ナリ。此氣ハ生アル者ニハ、ミナル者ニシテ〔中略〕人ノ中ニテモ、士ハ一番此氣強ク有之故、世俗ニコレヲ士氣ト唱へ……」<sup>(74)</sup>

ここでいう「士氣」とは、「人ニ負ヌ心立」、つまり他に屈しないという意味合いや、「恥辱ノコトヲ無念ニ思フ」という卑屈・奴隸心とは対極の感情であり、これまで見てきた「個人の独立」という意味での「自由」に、また「振起」とは膨張するという意味での「自由」に共鳴が可能である。他に屈しないという意味での「氣」としては、典型的なものとして、孟子のいわゆる「浩然之氣」<sup>(75)</sup>がある。山鹿素行はその著『士道』の中で、「浩然之氣」について次のように述べている。

「浩然の氣と云ふものは、孟子も難言と述べられたるが故に、今以て如此と云に処なし。唯心は氣に因て、或は動揺し或は困苦する者なれば、此処を能く心得て、常に道義を以て之を養うて、氣の不饑が如くならしむるにありと可<sub>レ</sub>知。此の氣を養ひ得るときは、至大至剛にして、能く万物の上に伸びて、物に屈する処あるべからざる也」<sup>(76)</sup>

また、次のような一節もある。

「師嘗曰、士は其至れる天下の大事をうけて、その大任を自由<sub>ニ</sub>いたす心あらざれば、度量不<sub>レ</sub>寛して、せはせはしきになりぬべし。されば長江大河の更に其かぎりを不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>知が如く、泰山喬嶽の草木鳥獸をかくすが如くにして、其胸中には天下の万事を容て自由ならしむべき、是を度量といへり。〔中略〕器如此に寛広にあらざれば、力量又違しからず。力量と云は、従容として万物をととのへ、談笑して四海をしたがへ、地の重きを負ひ、海の広きをひたし、天の大にして無<sub>レ</sub>外、日月の光の無<sub>レ</sub>不通、これ皆自然の力量なり。〔中略〕如此に氣の力量を養得ずしては、物々にせばまり困んで、浩然の大なるを不<sub>レ</sub>可<sub>レ</sub>得なり」<sup>(77)</sup>

「浩然之氣」とは、このように士たるものの修養すべき「氣」として重要視されており、それはまた「万物の上に伸びて、物に屈する処」がないものとして認識されていた。また、「自由」という言葉が、ここでは「放任」という程度の意味ではあるが、「浩然之氣」を養うのに必要な「度量」として語られていることは注目してよいだろう。というのも、liberty あるいは freedom の訳語としての意味が定着する以前の

「自由」の意味は、「我儘」「おもいのまま」といったものとして、否定的なニュアンスを持っていたというのが定説化しているからである。<sup>(78)</sup>

さらに「浩然之氣」は「正氣」という言葉でも人口に膾炙していた。

宋の文天祥の「正氣歌」は、幕末の志士の活動に影響を与えたという浅見綱齋の『靖献遺言』<sup>(79)</sup>にも取り上げられるなど日本にも広く伝わり、藤田東湖、吉田松陰、広瀬武夫らが、それぞれこれに和して詩を賦した。<sup>(80)</sup>

これは、元軍にとらえられ獄中であつた文天祥が、「浩然之氣」を養うことによって、幽閉の苦痛にも屈せず、帰順の誘いを拒否して節を枉げないでいる状況でうたったものである。それによれば天地に存在する「正氣」は、人間においては「浩然之氣」という形で表れるが、その気は逆運の時代にあつては、どのような圧力にも節を屈せず、自らの正しさを貫き通すエネルギーとなるというものである。ここで、『評論』の次の一節に注目したい。

「我輩等ノ社会ニハ民権ト云フ魂魄アリ、自由ト云フ精神アリ。コノ魂魄精神ハ天帝ノ賦与シ玉フタルトコロニシテ、……至大至剛ノ一大貴重物ナリ」<sup>(81)</sup>

「至大至剛」とはまさに孟子が「浩然之氣」を形容した言葉であり、「魂魄」とは人間を形成する陰陽の気である。「民権」「自由」をそれぞれ「浩然之氣」と「正氣」に、「天帝ノ賦与…」を「天地に塞がる」と置き換えてみれば、構造は全く同じであることがわかるであろう。文天祥から藤田東湖、吉田松陰と歌い継がれた「正氣歌」は、いずれも何物に

も屈せず、特に時の権力者に対して自らの節義を貫き通した先人たちを慕ったものであるが、『評論』が禁獄者を続出する中で、幕末の志士の意識を自任しはじめたことは、単に鬱勃として伸張する「氣」の意味だけでなく、政府の圧制に抵抗するエネルギーとしての「正氣」の意味を、「自由」という言葉に持たせたように思われる。

また、右のような抵抗する意味合いは薄いが、「正氣」という言葉で民権が語られた例として、広津弘信の『自主之権』（明治六年）がある。その中で、「人民ハ天然ノ正氣中ニ生レ至貴至重ノモノタルコトヲ知ラ要トス」と題して、その説明を次のように述べている。

「天ノ斯民ヲ育スル、須臾モ離ル可カラサル正氣アリテコレヲ保護ス。故ニ須臾モ離ル可ラサル権力ヲ固有ス。権力トハ何ゾヤ。我能ク我生命ヲ保守シ、我ヨク我身体ヲ健運シ、「中略」我ヨク我言ヲ陳ベ、我能我業ヲ努メテ、敢テ他ニ関セズ、コレヲ自主自立ノ権ト云ナリ」<sup>(82)</sup>

その他、第一章では民撰議院設立建白書の中の「敢為ノ氣」について触れたが、建白書提出のしばらく後に板垣等が土佐において設立した立志学舎（立志社の機関）の趣意書には、「敢為ナル者ハ、即チ元氣ノ発ナリ、而シテ元氣ノ養ハ信義ト廉恥トニ在リ」<sup>(83)</sup>とあり、「元氣」という言葉もほぼ「正氣」と同じ意味で用いられている。

明治一〇年代にも、「氣」を以て語られる「自由」の例は多い。「自由ノ元氣」<sup>(84)</sup>と題する評論なども見かけられ、さらに、有名な一例を挙げれば、中江兆民は、「自由」には「心神ノ自由」（リベルターモラル）と

「行為の自由」(リベルターポリチック)の二種類があるとした上で、「心神ノ自由」とはすなわち孟子の「浩然之氣」であることを、次のように説明している。

「リベルターモラルトハ、我カ精神心思ノ絶エテ他物ノ束縛ヲ受ケス、完全發達シテ余力無キヲ得ルヲ謂フ、是レナリ。古人所謂義ト道トニ配スル浩然ノ一氣ハ即チ此物ナリ」<sup>(85)</sup>

むしろ、『評論』の記者たちと兆民と、「自由」の理解・解釈が全く同じということはできないし、自由民権論をすべて「氣」の問題で片付けることも到底できない。けれども、広い意味で、儒教的「正氣」のイメージとしての「自由」は、かなりの広まりを持って論じられていたといえるのである。つまり、「民権」なり「自由」なり、あるいは国家の独立なりの概念は、それを導入するに際して、日本の在来思想の中にあった、儒教的色彩の濃い「氣」の概念を援用して、当時の日本の危機意識に即して理解がなされていったのであり、とりわけ「自由」という言葉は、構造的に儒教的な「氣」と共鳴、あるいは一体化が可能であった。現にここで取り上げた『評論』の記者や中江兆民などは、そのような理解をした典型的な例といえるのである。

おわりに

本稿はすでに見てきたように、いわゆる自由民権論について、当時の

論調の中から現代民主主義的諸価値を見出すのではなく、民権論そのものの存在リアティーを確認することを一つの目的としていた。そして、もう一つの目的は、民権論、国権論を包摂する当時の課題としての人民の「氣力」「氣風」の問題を考え、特に士族のと思われる民権論に限定はしたが、こうした「氣」と「自由」「民権」との関連を説明しようというものであった。

これまでに明らかになったように、「自由民権」論は、巨視的にみれば、「氣」の問題に包摂されることは明らかである。すなわち、近代日本の独立という課題をめぐって、一方では「富国強兵」という物質的な目標を掲げながらも、知識人の間では、むしろ人民の「氣力」「氣風」という、精神の問題がより重要な問題となっており、その「氣力」「氣風」のひとつのありかたとして「自由」「民権」があったのである。第一章・第二章を整理すると、人民の氣力の振起を国家の課題として考えたとき、その方法として①士族精神の頹廢を防ぎこれを振起させる、②人民の卑屈奴隸の精神をあらためて独立自由の精神を振作する、という二つの方向があり、具体的には、①については、(a)民撰議院即時開設による士族の政治参加、(b)戦争状況による士氣の振作、②については、(c)言論による啓蒙、(d)過激言論により政府への抵抗心を煽動し、それによって自由独立の精神を振作する、という分類ができるであろう。

「氣」という問題は、実に複雑な問題である。現代の日本語にも、実に「氣」に関わる用語が満ちており、また「氣功」に代表されるような人

体的エネルギーの実体としての「気」も流行している。赤塚行雄氏によれば、「気」という概念は東洋の思想に独自のものであり、また、日本においては一七世紀頃には今日的な「気」の用法が定着したという。<sup>(86)</sup>そして、その用法は多種多様であり、日本的な「け」を語源としたものもあれば、儒教的な「気」もあり、それも例えば朱子学と陽明学とでも異なり、それがまた日本に入ってからさらに変質している。<sup>(87)</sup>その意味で、「気」は思想史を語る上で重要な概念であるが、その研究は非常に困難であるといえよう。

本稿においては、『評論新聞』の過激な「自由」が、志士的精神ともいふべき「正気」とイメージが重なりあっていることを明らかにしたが、同時代、あるいはそれ以後の民権にかかわる議論の中で頻出する「気」については、未解決のままである。本稿の紙面をはるかに超えた問題であるが、それらの「気」の系譜を丹念に整理すれば、「気」の概念による民権思想の新たな解釈が可能ではないだろうか。また、民権論に限らず、「気」を援用して語られる国家論・政論は近代日本において少なくない。それらが筆者の常に念頭にある課題である。

### 註

- (1) 陸羯南『近時政論考』(『陸羯南全集』第一巻、昭和四三年、みすず書房) 参照。
- (2) 松尾章一『増補・改訂 自由民権思想の研究』(平成二年、日本経済評論社、四二一―四七頁)。
- (3) 朱子学における「気」についてのこのような理解は、おもに井筒俊彦「意

識と本質」(平成三年、岩波文庫)に拠った。

- (4) 西川如見『日本水士考』(元禄一三年)。引用は岩波文庫版(『日本水士考・水士解弁・増補 華夷通商考』、昭和六三年、第二刷)による。
- (5) 『水戸学 ―日本思想大系53』(一九七三年、岩波書店)、五〇頁。
- (6) 『日新眞事誌』(東京大学法学部明治新聞雑誌文庫所蔵、明治七年一月一日付)。
- (7) こうした例として、松尾章一氏は「副島は、『有司専制』に反対することが第一義で、民撰議院は第二義であった」(前掲『自由民権思想の研究』、九六頁)、「士族民権派の民権論は、国権論に従属するほどの比重と意味しかもっていなかった」「建白書は士族民権の性格をあますところなくしめしている」(同、九八―九九頁)と述べている。また「彼等は自由民権の思想の故に政治活動を行なったのではなくして、政治運動のために自由民権の思想が援用されたのだとさえ解し得よう」(高坂正顕編『明治文化史 第四巻 思想言論』(昭和五年、原書房)一四三頁)という評価もある。
- (8) 『自由党史』上巻(岩波文庫版、昭和三年、岩波書店)、八八頁。なお、本稿での史料の引用に際しては、仮名は原文に即して通行のひらかな、またはカタカナに統一した。また句読点のないものは、適宜引用者が付した。
- (9) 『日新眞事誌』、明治七年一月一日付。
- (10) 同右。
- (11) 『日新眞事誌』、明治七年二月三日付、加藤弘之「民撰議院ヲ設立スルノ疑問」(一月二六日)。
- (12) 『日新眞事誌』、明治七年二月二〇日付。
- (13) 同右。
- (14) 柳田泉『福地櫻痴』(『明治文学全集11 福地櫻痴集』(昭和四一年、筑摩書房)所収)参照。柳田氏によれば、福地の政治思想は、本来は激烈な自由主義であったという(同書四二一―四三三頁)。
- (15) 『東京日々新聞』、明治八年三月一二日付。なお、この時期の『東京日々新聞』の社説は、無署名のものについては福地のものと判断した(西田長寿「櫻

痴の新聞記事について」〈前掲『福地櫻痴集』所収〉四五三―四五四頁参照。  
また、本稿での『東京日々新聞』の引用は、『毎日新聞マイクロ版』（日本マイ  
クロ写真）からのものである。

- (16) 『東京日々新聞』、明治八年三月二日付。
- (17) 同右。
- (18) 『郵便報知新聞』、明治八年三月二〇日付。本稿での『郵便報知新聞』の引  
用は、『復刻版・郵便報知新聞』（柏書房）からのものである。
- (19) 牛場生「士族を処する策」〔郵便報知新聞〕明治八年一月二八日付、二九  
日付所収。本稿での引用は、二八日付掲載の分。
- (20) 『福沢諭吉全集』第三卷（昭和三四年、慶応義塾）、五八頁。
- (21) 同右、五九頁。
- (22) 同右、四三頁。
- (23) 前掲『福沢諭吉全集』第三卷、五〇―五一頁。
- (24) 『郵便報知新聞』、明治八年三月二五日付。
- (25) 『東京日々新聞』、明治八年三月二三日付。
- (26) 『東京日々新聞』、明治八年三月二五日付。
- (27) 同右。
- (28) 『東京日々新聞』、明治八年三月二九日付。
- (29) 『東京日々新聞』、明治八年三月三一日付。
- (30) 「無恒産而有恒心者、惟士為能。若民則無恒産、因無恒心。」〔孟  
子〕「梁惠王章句」上、また「有恒産者有恒心。無恒産者無恒心。苟無  
恒心、放辟邪侈、無不為已。」〔同「滕文公章句」上〕。
- (31) 前掲『福沢諭吉全集』第三卷、一三二頁。
- (32) 同右、四三頁。
- (33) 坂本多加雄『市場・道徳・秩序』（平成三年、創文社）、一四頁。
- (34) 『郵便報知新聞』、明治八年四月七日付。
- (35) 『郵便報知新聞』、明治八年三月二六日付。
- (36) 中村正直訳『西国立志編』（明治四年七月新刻版、駿河静岡岡本平謙一郎板。

宮内庁書陵部所蔵。原著 Samuel Smiles, *Self Help*、「自助論第一編序」（中  
村正直）。

- (37) 後藤靖編『自由民権思想 上―資料日本社会運動思想史明治前期第1集』  
（昭和三年、青木書店）解説参照。
- (38) 同右。
- (39) 徳富蘇峰は『近世日本国民史95 西南役経篇』（昭和三七年、時事通信社）  
において「人或は曰く、西郷を誤り、若くは誤らしめたるものは、実に『評  
論新聞』である」と（一〇八頁）と述べている。また『西南記伝』上巻二（明治  
四一年、黒龍会。昭和四四年原書房の復刻による）には「吉井友実曾て云へる  
あり。曰く、『十年の戦乱は『評論新聞』の激論、与かりて最も力あり」と  
とある（七一四頁）。
- (40) 前掲『西南記伝』上巻二、七〇二頁。
- (41) 前掲『近世日本国民史』、一〇九頁。
- (42) 前掲『近世日本国民史』、一一二頁。
- (43) 『評論新聞』第二七号（明治八年一〇月）、「朝鮮新報并評」。本稿での『評  
論新聞』の引用は、東京大学法学部明治新聞雑誌文庫所蔵の原本による。
- (44) 『評論新聞』第二二号（明治八年九月）、「近時評論（征韓ノ可否）」。
- (45) 『福沢諭吉全集』第一卷（昭和三三年、慶応義塾）、三九三―三九四頁。
- (46) 『評論新聞』第三三三号（明治八年一月）、「征韓論（社説）」。
- (47) 「兵器凶器也。戦者逆徳也。争者事之末也。」〔史記〕越世家第十一。また、  
前掲『西国立志編』の中村正直序文（自助論第一編序）には「古不云乎。兵器  
凶器。戦者危事也」とある。
- (48) 『評論新聞』第二二号（明治八年九月）、「近時評論（征韓ノ可否）」。
- (49) 『評論新聞』第一一号（明治八年六月）、杉山岩三郎建言。
- (50) 『評論新聞』第二五号（明治八年一月）、「朝鮮新報并評」。
- (51) 西村茂樹「陳言一則」〔明六社雑誌』第三号、『明治文化全集 第五卷 雜  
誌篇』六二頁。〕。
- (52) 『評論新聞』第九一号（明治九年五月）。

- (53) 例えは第七三号(明治九年三月)において、「学士論客ハ決シテ封建ノ殘夢ニ酔迷シ家祿ノ得失ニ没々タルカ如キノ汚下卑劣ナルモノニ非ス……不平士族ノ如キハ曠昔ノ榮譽ヲ復セント欲シテ……」という表現がある(渡辺敬之の評)。
- (54) 『評論新聞』第五七号(明治九年一月)。
- (55) 『評論新聞』第九八号(明治九年六月)、「自奮説(社説)」。
- (56) 『評論新聞』第五七号(明治九年一月)、「庄制政府ノ自滅スルノ説」。
- (57) 前掲『福沢諭吉全集』第三卷、「学問のすゝめ 四編 学者の職分を論ず」。
- (58) 明治八年六月二八日、太政官布告第一一〇号、第一一一号。
- (59) 前掲『明治文化史 第四卷 思想言論』、一三四頁。
- (60) 『評論新聞』第五〇号(明治八年二月)。
- (61) 宮武外骨『筆禍史』(明治四四年、雅俗文庫)、一〇八頁。
- (62) 『評論新聞』第二八号(明治八年一〇月)、「横浜新聞編輯長塚原氏律例ヲ犯セン始末」、関新吾の評。
- (63) 『評論新聞』第五九号(明治九年一月)、「大政府今春ハ別シテ祝詞ニ警戒ヲ加ヘラル、話」、横瀬文彦の評。
- (64) 前掲『筆禍史』、一一三頁。
- (65) 『評論新聞』第六二号(明治九年一月)。
- (66) 『評論新聞』第六三号(明治九年一月)、「報知曙両社ノ編輯長ハ各禁獄罰金ノ二罪ヲ課セラレ殊ニ報知ノ藤田君ハ腰縛サレテ東京府庁ニ引渡サレン話」。
- (67) 『評論新聞』第七三号(明治九年三月)、「廟堂ニ於テ種々ノ御評議アリシ話」。
- (68) 荒木精之『宮崎八郎』(昭和二九年、日本談議社) 参照。
- (69) 『評論新聞』第九八号(明治九年六月)、「自奮説(社説)」。
- (70) 『評論新聞』第七五号(明治九年三月)、中島富雄の評。
- (71) 『評論新聞』第二八号(明治八年一〇月)。
- (72) 『評論新聞』第九九号(明治九年六月)、「土耳格ノ義民國王ヲ放逐シタル話」。
- (73) 例えは吉田松陰の『講孟餘話』には、浩然之氣を論じた中で次のような一節がある。「此の章浩然の氣を論ず。その論甚だ盛大雄偉なり。「中略」但だ孟施舎の勇は、武士戰場に向ふ時はかくそあり度きことなり。因つて其の略を言はん。無懼の二字是れ主なり。勇氣敵を呑むと云ふ如く、百万の大敵目に余ると雖も屑ともせぬことなり。死を知れば必ず勇と云へば、打死と覚悟さへ定まりたれば、大敵猛勢も畏るるに足ることなし。然れども此の勇を養ひて大になさざれば假令覚悟定まりたりとも勇氣敵を呑む所なし。未だ孟施舎の勇を語るに足らず。孟施舎の如き者一人陣中にあれば、総軍の氣是れが為めに大いに増盛し、敗軍も転じて勝軍となるものなり。此の一人國中にあれば、闔國の氣是れが為めに増盛し、弱國も転じて強國となるものなり。況んや此の人を擧げて將帥の任となすに於てをや。強將の下弱兵なきこと必せり。士安んぞ茲に志さざるべけんや」(『吉田松陰全集』第三卷「昭和四四年、岩波書店」八一—八二頁)。
- (74) 『渡辺華山 高野長英 佐久間象山 横井小楠 橋本左内 日本思想大系55』(一九七一年、岩波書店) 五二五頁。
- (75) 「敢問、夫子悪乎長。曰、我知言。我善養吾浩然之氣。敢問、何謂浩然之氣。曰、難言也。其為氣也、至大至剛、以直養而無害、則塞于天地之間。其為氣也、配義與道。無是餒也。」(『孟子』「公孫丑章句」上)。
- (76) 塚本哲三編『山鹿素行文集』(有朋堂文庫。昭和五年、有朋堂書店)、五二—五三頁。
- (77) 同右、五四頁。
- (78) 前掲『増補・改訂 自由民権思想の研究』一四—二〇頁、石田雄『日本の政治と言葉』上(一九八九年、東京大学出版会) 三三—三五頁参照。
- (79) 法本義弘『浅見綱齋の靖獻遺言』(ラジオ新書「6」、昭和十五年、日本放送出版協会) 参照。
- (80) 今関天彭・辛島驥『宋詩選』(『漢詩大系』第一六卷、昭和四一年、集英社) 二八五—二九六頁。
- (81) 『評論新聞』第八三号(明治九年四月)、「帶刀禁止ノ御布告」。

- (82) 広津弘信『自主之権』上(明治六年、東京・奎章閣山城屋発兌、宮内庁書  
陵部所蔵)、二―三頁。
- 83) 植木枝盛「立志社始末記要」(憲政史編纂会収集文書所収、国立国会図書館  
憲政資料室所蔵)
- (84) 『嚶鳴雜誌』第六号(明治二十三年一月二十九日)、肥塚龍演説筆記。
- (85) 『東洋自由新聞』第一号、明治十四年三月一八日付(『東洋自由新聞』復刻  
版、昭和三十九年、東京大学出版会発行による)。
- (86) 赤塚行雄「『氣』の文化論」(平成二年、創拓社)、四七頁、一六四頁。
- (87) 同右書参照。また儒教的な「氣」の研究としては、小野沢精一・福永光  
司・山井湧編『氣の思想』(一九七八年、東京大学出版会)、平岡禎吉『淮南子  
に現れた氣の研究』(一九六一年、漢魏文化学会)などがある。